

おいらせ町自治基本条例
見直しへの提言書

平成 26 年 3 月

おいらせ町自治推進委員会

目 次

1	はじめに	2
2	条例施行後4年間の検証の概要	2
3	自治基本条例の見直し	3
1)	見直し作業方針	3
2)	見直し作業結果	3
	第17条(情報公開と説明責任)	4
	第28条(総合計画)	6
	第30条(行政評価)	7
	第31条(情報公開・情報共有)	8
	第32条(審議会等における委員の公募)	10
	第33条(参加の保障)	12
	第34条(行政監視)	13
	第37条(まちづくり組織)	14
	第38条(まちづくり組織とおいらせ町)	15
	第39条(運用状況の検証)	16
4	自治基本条例の見直しへの提言	17
5	参考資料	18
	○自治基本条例施行後の取組みの経過	18
	○自治推進委員会委員名簿	20
	○自治基本条例(逐条解説付)	21
	○自治基本条例の施行に関する取扱要領	33

1 はじめに

平成 21 年 4 月 1 日、おいらせ町の歴史と伝統、産業、自然を未来に伝えていく使命と、自治の原点である住民との協働のまちづくりを進めるために、「おいらせ町自治基本条例（以下「自治条例」という。）」が施行されました。自治条例の特徴の一つとして、第 39 条第 1 項には条例が形骸化しないよう、条例の運用状況を「毎年」検証することが定められ、同条第 2 項には検証するための組織を別に設置することとし、自治条例の施行に関する取扱要領第 36 条から第 44 条により、自治に識見を有する者や公募委員などで組織する「自治推進委員会」の設置が定められています。また、第 40 条第 1 項には、「5 年を越えない期間」ごとに見直しすることを定めておりますので、自治条例施行から 5 年目に当たる平成 25 年度に、平成 24 年度の検証とあわせて、条例の見直しを自治推進委員会で実施しました。

見直し作業は、毎年の検証結果を基に、その検証項目に係る条文に改正の必要があるかどうかに着目して、アドバイザーとしてお願いしました青森公立大学 天野巡一教授から助言をいただきながら実施し、この提言書をまとめました。

今後、この提言が活用され、自治条例に掲げられた事項が着実に実現されることを願っています。

平成 26 年 3 月

おいらせ町自治推進委員会
委員長 福原 仁一

2 条例施行後 4 年間の検証の概要

自治条例施行後、自治推進委員会では、条例の運用状況の検証を毎年度実施し、結果を公表しています。これまでの検証では、情報公開（第 17 条・第 31 条）、委員の公募（第 32 条）、参加の保障（第 33 条）の実施状況を基に、主に行政における条例の運用状況の検証を実施しました。

この検証結果は、「3 自治基本条例の見直し」の「2）見直し作業結果」の中で記述しています。

<これまでの自治推進委員会による検証の経過>

検証対象年度	検証実施内容
平成 21 年度	自治推進委員会（公募町民など 5 名）により検証 第 1 回（H23.2.28）、第 2 回（H23.7.19）、第 3 回（H23.8.24） 結果報告（平成 24 年 1 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 22 年度	自治推進委員会（公募町民など 5 名）により検証 第 4 回（H24.1.19）、第 5 回（H24.3.13） 結果報告（平成 24 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 23 年度	自治推進委員会（公募町民など 5 名）により検証 平成 24 年度第 1 回（H25.2.19） 結果報告（平成 25 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 24 年度	自治推進委員会（公募町民など 5 名）により検証 平成 25 年度第 1 回（H25.11.8）、第 2 回（H26.1.23） 結果報告（平成 26 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）

3 自治基本条例の見直し

1) 見直し作業方針

条例の見直しについては、条例第 39 条により、社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないよう、また条例の理念が損なわれることのないよう、運用状況を毎年検証し、その結果を基に改訂することとなります。

よって、これまでの検証結果を基に、その検証項目に係る条文について、条文毎に再検証することとしました。(第 39 条、第 40 条関係)

○見直し作業の対象範囲

対象条文	検証年度
第 4 章 行政の役割と責任	
第 17 条 (情報公開と説明責任)	H21,H22,H23,H24
第 7 章 まちづくりのしくみ	
第 28 条 (総合計画)	
第 30 条 (行政評価)	H22,H23
第 31 条 (情報公開・情報共有)	H21,H22,H23,H24
第 32 条 (審議会等における委員の公募)	H21,H22,H23
第 33 条 (参加の保障)	H21,H22,H23,H24
第 34 条 (行政監視)	H22
第 8 章 まちづくり組織	
第 37 条 (まちづくり組織)	H22,H24
第 38 条 (まちづくり組織とおいらせ町)	H24
第 9 章 施行後の検証と見直し	
第 39 条 (運用状況の検証)	

○見直し作業方法

- 1) 上記の対象範囲について、条文(解説文含む)とこれまでの検証資料・結果を照らし合わせて再検証しました。
- 2) 条例の理念や社会情勢の変化、町の現状等を踏まえて再検証しました。
- 3) 必要に応じて、青森公立大学教授 天野巡一アドバイザーから助言を受けました。

2) 見直し作業結果

<見直し作業の経過>

- ・ 第 1 回自治推進委員会/平成 25 年 11 月 8 日(金) …見直し作業方針等の決定
- ・ 第 2 回自治推進委員会/平成 26 年 1 月 23 日(木) …見直し作業(H24 検証含む)
- ・ 第 3 回自治推進委員会/平成 26 年 2 月 17 日(月) …見直し作業
- ・ 第 4 回自治推進委員会/平成 26 年 3 月 17 日(月) …見直し作業(まとめ)

第17条（情報公開と説明責任）

（情報公開と説明責任）

第17条 行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民にわかりやすく説明しなければなりません。

【第17条】

行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

1 これまでの検証結果

事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明（会）等の取り組み状況	
平成 21 年度	①町民に分かりやすいように説明会等の取り組みをしていると思うが、町民の参加状況は決して高くない傾向である。参加しやすい、開催時間・開催方法・周知方法等、広く町民に分かってもらえるよう工夫する必要がある。
平成 22 年度	①行政推進委員会議は年2回あるが、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策を形成する役割を持っている議会議員が、行政推進委員として会議に参加していることはいかなるものか。町民の意思を代表して発言できる議会という場が与えられているので、町内会で推薦されても辞退すべきではないか。 ②町内会長は町内会からの手当てもあり、行政推進委員を兼務すると町からの報酬も支払われるので、町の報酬は廃止し、会議出席の日当だけにすべきではないか。 ③選挙活動も町内会長＝行政推進委員の立場を利用し（個別訪問）等に繋がる恐れが多々ある。
平成 23 年度	①震災復興については、様々な会議で話し合われているが、その内容を公表してはどうか。また、震災復興の進捗状況も合わせて公表してほしい。
平成 24 年度	①説明会等への参加者が少ない大きな要因に、住民意識の低下があげられる。住民意識を高めるための方法を検討する必要がある。 ②住民意識を高めるためには、それぞれの町内会におけるコミュニティ意識が重要である。 ③説明会等へ参加し意見を述べても、その意見が反映されるものではないと思われ、参加しないのでは。 ④総合計画やまちづくりに関する説明会は、内容が広範囲で難しい。住民が参加しやすい工夫として、なんでも意見交換できるような懇談会形式としてはどうか。また、内容が広範囲なものは、その中からの絞りを、具体的なテーマ設定をした上で開催してはどうか。

2 委員からの意見

- ① 第17条の規定は、行政の情報公開と説明責任について適切に定めており、条文を改正する必要はないと考えます。
- ② 情報公開については、町民との情報共有をしなければなりません。従来の情報公開の方法により、受ける側である町民の意識レベルを上げることが課題であり、まちづくりフォーラムの開催による条例の継続的な周知啓発など、地道な意識向上のための取組みが必要です。
- ③ 行政の情報公開・提供を担う行政推進委員の役割について、現状では、行政が行政推進委員という個人に対して委託し情報提供を行っています。今後は、個人ではなく団体である町内会と行政が契約をした上で情報提供を行い、報酬等は町内会に支給するべきと考えます。あくまで、行政の協働の相手は個人ではなく団体である町内会であるべきです。
- ④ 情報公開の回数などで満足せず、その公開時期や内容が住民ニーズにあっているか研究するべきです。



みんなで語り合うまちづくりフォーラム／平成26年2月9日

第28条（総合計画）

（総合計画）

第28条 行政は、計画的な行政運営を行うため、定められた期間ごとに総合計画を策定して事業を実施します。

2 総合計画の策定にあたっては、当初から町民との協働により進めなければなりません。

【第28条】

町の行政運営は総合計画に基づき、計画的に行われるべきであることを規定しています。また、総合計画の策定にあたっては、スタートの段階から町民と情報を共有し、策定作業に町民が関わるような体制を整えることを求めたものです。

1 社会状況の変化（地方自治法改正に伴う総合計画の取扱いについて）

これまで総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることとなった。今後、その方向性を明らかにする必要がある。

地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ⇒ **削除**

総務大臣通知（総行行第57号 総行市第51号 平成23年5月2日）抜粋

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第2条第4項関係）

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

2 委員からの意見

- ① 第28条の規定は、計画的な行政運営を行うために、町民と行政の協働により総合計画を策定し、事業を実施することが定められ、条文を改正する必要はないと考えます。
- ② 総合計画策定の手続きとして議会の議決を経ることについては、総合計画審議会への議会議員の任命とあわせて検討していただきたいと考えます。なお、次期総合計画の策定時において、自治条例に議会の議決に関する規定を加える場合は第28条を改正する必要があります。

第30条（行政評価）

（行政評価）

第30条 行政は、効率的な行政運営を行うため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

2 行政評価にあたっては、可能な限り町民との協働により進め、結果を公表して施策の見直し、改善に反映します。

【第30条】

これからの町の事業は、計画を立て、実行するだけでなく、その結果を評価して次年度以降の事業に生かすことが求められています。この「評価」の作業に、町民が関わることのできる体制を整えることを規定しています。

1 これまでの検証結果

計画、予算及び執行を評価して事業を進める行政評価について	
平成 22 年度	①すべての事業を評価するとなると作業量が膨大になるため、評価する事業を絞ってから、評価していくなどの仕組みを検討していく必要がある。
平成 23 年度	①実施計画のローリングや予算編成、財政評価などを行政主体で行っているが、現在の取り組み方で良いと思う。 ②新たに行政評価の仕組みを作り、町民に行政評価をお願いするとなると、作業量が膨大になり、町民に大変な負担をかけることになるのではないかと。 ③議会でも審議されているので、新たに評価制度を作る必要性を感じない。 ④行政改革懇談会や補助金等評価委員会は、町民が参加するなど第三者の意見を取り入れているので良い。 ⑤委員会や審議会などの目的が達成された際には、無駄に存続させないで、無くすべきと考える。

2 委員からの意見

- ① 第30条の規定は、効率的な行政運営を行うために必要な行政評価について定めており、重要な条文であります。条文の表現について、同条第2項中「～改善に反映します」を「～改善に反映させます」に改正した方がよいと考えます。
- ② 事業の目的や実績に基づいた発展的な評価ができるしくみづくりを検討するべきです。
- ③ 行政評価について、町民の代表である議会の役割とするなど、客観的に行政評価するしくみづくりが必要です。

第31条（情報公開・情報共有）

（情報公開・情報共有）

第31条 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【第31条】

1 項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは審議会、委員会の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることが求められます。

2 項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言ととらえ、行政はそれらへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立てます。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

1 これまでの検証結果

事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公表状況	
平成 21 年度	①ホームページだけの公開だと、ホームページを見られない人もいるので、広報紙にも掲載するべきではないか。また、情報を公開する際には、その情報を必要としている人たちの目に届くよう、内容によって公開等掲載方法を考えて欲しい。 ②特に高齢者は、ホームページを見られない方が多い。ホームページに掲載して公表しているから良いでは困る。広く町民に公表する方法が課題である。
平成 22 年度	①公開方法は「ホームページ」が多いが、ホームページを見られない町民の方が多数だと思うので、今以上に広報紙を活用して欲しい。特に「病院の改革プラン」「入札結果」などは、町民の関心のあるところなので、特集として編集する等、印刷物としての公開方法を考えていただきたい。
平成 23 年度	①公表方法は「広報紙」に掲載する件数が増えているが、まだ「ホームページ」のみで公表されているものがある。ホームページを見られない町民の方も多いため、今以上に広報紙を活用するなど公表方法を考えて欲しい。 ②委員会等で行政以外の第三者の意見を求めた場合には、内容や会議録を公表してほしい。
平成 24 年度	①ホームページに掲載しただけで満足してはいけない。広報紙への掲載や公表資料の縦覧場所を設置するなど、工夫が必要である。 ②会議録等の公表の手法として、ホームページや公共施設での資料の縦覧情報を、広報紙で一覧表等により定期的にお知らせしてはどうか。 ③公表資料を紙媒体で毎戸配布するのは現実的ではないので、できるだけ予算をかけずに効率的な方法で公開するべきである。

2 委員からの意見

- ① 第31条の規定は、行政の情報公開と町民との情報共有について定めており、まちづくりの基本原則である第24条「知る権利と情報共有」を具現化するものとして、重要な条文であり、改正する必要はないと考えます。
- ② 情報公開・情報共有について、広報紙やホームページなどでの広報活動は、町民にとって真に必要な情報提供につとめてほしいです。
- ③ 情報公開に関して、行政の個人情報の取扱いによっては、町内会をはじめとした地域コミュニティの円滑な活動に影響する場合があります、行政は、公益的な目的による個人情報の取扱いを今一度考えるべきです。
- ④ 貴重な政策提言（苦情や相談など）の内容と、その処理経過を公開するしくみづくりを検討するべきです。

第32条（審議会等における委員の公募）

（審議会等における委員の公募）

第32条 審議会やその他の附属機関の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

【第32条】

町には法令や条例などの規定により、いろいろな審議会や委員会が置かれています。町の計画や施策など、町民の生活に関わる重要な事案を検討する、それらの委員選考にあたっては、町民の参加を保障する観点から、一般町民から公募することを規定しています。

1 これまでの検証結果

審議会・委員会の公募状況等	
平成 21 年度	<p>①公募をしていない審議会・委員会等が意外と多いように感じる。</p> <p>②公募をしていない或いは公募をしない理由について、説得性に欠ける。</p> <p>③出来るだけ公募委員を設けるよう努めて欲しい。</p> <p>④公募しないのであれば、しない、出来ない理由の説得性・納得性のある根拠を示して欲しい。</p> <p>⑤委員に占める女性の割合が、3割以下若しくは一人もいない審議会・委員会等があるので、男女共同参画基本法に基づく男女比半数とまでは言わないが、少なくとも女性の占める割合が3割以上を目標に、委員等の人選に努めて欲しい。</p> <p>⑥審議会・委員会等に、宛て職として議会議員を割り当てているように見受けられるものがあるが、そのような選任方法は、極力なくした方が良い。</p> <p>⑦公募委員の数は、委員総数の2割以上を目標に公募して欲しい。</p>
平成 22 年度	<p>①審議会・委員会等で、どのようなことが審議されているのか分らない。</p> <p>②公募をしていない或いは公募をしない理由について、説得性に欠ける。</p> <p>③公募しないのであれば、しない、出来ない理由の説得性・納得性のある根拠を示して欲しい。</p> <p>④審議会・委員会等に、宛て職として議会議員を割り当てているが、どのような経緯で人選され、誰が委員を務めて、どのような審議をしているのか分らない。</p> <p>※①、②、③について、関係課職員から審議会等の必要性と公募しない・出来ない理由を聞き取り調査により検証した結果、「上位法令に規定されているもの」「特定個人の事案に関わるもの」は、公募できないものと判断した。また、広く住民から意見を聞く必要のあるものについては、今後公募を検討していくこととした。</p>
平成 23 年度	<p>①各種委員の公募は定着してきているが、公募に対して応募する人が少ない。また、応募する人が限られている。</p> <p>②公募の際には、応募要件に報酬金額を明示するなど、たくさんの町民に関心を持ってもらえるように、公募の仕方を検討していただきたい。</p>

2 委員からの意見

- ① 第 32 条の規定は、審議会等における委員の公募を原則とすることを定めており、条文を改正する必要はないと考えます。ただし、第 32 条中「審議会やその他の附属機関」の解釈について、解説文を見直し、明確にするべきです。
- ② 第 32 条中「審議会やその他の附属機関」に関連して、その設置については、地方自治法の規定により条例で定めなければならないため、条例を根拠に審議会等が設置されているかどうかを調査し、条例の整備を進めるべきです。
- ③ 自治条例の施行に関する取扱要領第 16 条第 2 項第 5 号の規定では、公募の段階から他の委員との兼務を禁止することを考慮する規定と解釈できます。当町の公募委員の応募状況から、公募段階での兼務は制限せず、選考の段階で応募人数の状況により、他の委員を兼務していない応募者を優先するような選考基準にしたほうがよいと考えます。
- ④ 審議会等の委員の選考にあたっての男女比については、男性委員及び女性委員の数がそれぞれ適正な比率になるように努めてほしいです。



平成 25 年度第 2 回自治推進委員会／平成 26 年 1 月 23 日
(条例の見直し作業)

第33条（参加の保障）

（参加の保障）

第33条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

【第33条】

- 1 項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。
- 2 項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまではアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

1 これまでの検証結果

町民の意見を求めるために実施した事務・事業	
平成 21 年度	①計画策定にあたり、パブリックコメントやアンケート調査を実施し、広く町民の意向を反映させている。しかし、パブリックコメントに対する意見が寄せられなかったのが残念である。 ②公表方法としては、町広報紙及びホームページを活用している点は評価できる。ただし、アンケート調査結果や計画書そのものは、広報紙では伝えきれず、ホームページや担当課窓口等での閲覧という対応となり、広く町民に公表しきれない点が課題である。
平成 22 年度	※意見公募（パブリックコメント）やアンケート調査などの実施なし
平成 23 年度	①各種計画の策定にあたりパブリックコメントや公聴会を実施し、広く町民の意見を求めている。
平成 24 年度	①パブリックコメントを実施しても、意見が寄せられないのは残念だが、パブリックコメントで意見を述べても、その意見が反映されないと思われるのではないか。

2 委員からの意見

- ① 第33条の規定は、行政が町民との直接対話により情報共有できる機会を設けることを定めており、まちづくりの基本原則である第24条「知る権利と情報共有」や第26条「参加の保障と協働」を具現化するものとして、重要な条文であり、改正する必要はないと考えます。
- ② 町長へ町民が直接意見を述べる機会を継続して実施するべきです。
- ③ 住民懇談会をはじめ、パブリックコメントにおいても、冬場を避けるなどできるだけ町民が集まりやすく、意見を出しやすい時期を考慮するべきです。
- ④ パブリックコメントの意見内容と、その処理経過を公開するしくみづくりを検討するべきです。

第34条（行政監視）

（行政監視）

第34条 おいらせ町は、行政運営が適法かつ公正に行われているかについて監視し、改善に関する提言をする第三者による機関を設けます。

【第34条】

一般的に「オンブズマン」と呼ばれており、民間の有志により組織されるものと、行政が設置するものがあります。

1 これまでの検証結果

行政運営を監視し、改善に関する提言をする第3者機関について	
平成22年度	①民間のオンブズパーソンという組織は、市部には見られるが、町で組織化するには人材が少ないのではないかと。 ②自治基本条例の議会の役割の中にも、「行政運営を監視する」とうたわれているが、更に第3者機関を設けて行政監視をするのか。

2 委員からの意見

- ① 第34条の規定は、行政を監視する第三者機関を設けることを定めていますが、自治条例の施行に関する取扱要領第35条では監視機関を設置することができると定められており、整合性を図る必要があります。
- ② 行政監視について、どのような手法があるかを検討した上で、「オンブズマン」に固執しない解説文（解釈基準）に修正する必要があります。

第37条（まちづくり組織）

（まちづくり組織）

第37条 おいらせ町は、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、一定のまとまりにある地域において、地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織を作ることができます。

【第37条】

「まちづくり組織」は、町内会を軸にPTA、民生委員、NPOなど、地域で活動する個人や団体により、概ね学校区ごとに組織される地縁型組織を想定しています。町民参加のもっとも身近な機会となり、協働のまちづくりの基盤となるものです。

1 これまでの検証結果

地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織の状況	
平成22年度	①地区別説明会をお盆の時期に開催しているが、お盆前は色々と忙しいので、この説明会に限らず、開催時期は集まる側のことを考えた方が良い。
平成24年度	①現在、2つの地域づくり協議会が設立されているが、今後も増えてほしい。 ②地域づくり協議会の設立によって、コミュニティの活性化を図ってほしい。

2 委員からの意見

- ① 第37条の規定は、町内会の垣根を超えた地区内連携をするまちづくり組織を設立することができることを定めており、条文を改正する必要はないと考えます。
- ② まちづくり組織の設立にあたっては、個々の町内会等の団体がしっかり機能していることが重要です。



木内々小学校区地域づくり協議会研修視察／平成25年10月21日
（岩手県山田町、久慈市ほか）

第38条（まちづくり組織とおいらせ町）

（まちづくり組織とおいらせ町）

第38条 おいらせ町は、まちづくり組織の自主性と自立性を尊重し、その活動に協力します。

2 行政は、まちづくり組織が活動しやすいよう、必要な施策を講じ、まちづくり組織の意思を可能な限り町政に反映させるよう努めます。

【第38条】

「まちづくり組織」の活動は、まちづくり活動の根幹を担うものとして、町民、行政、議会ともこれを尊重しなければなりません。行政はまちづくり組織が活動しやすいよう、資金、広報、調整など必要な支援を行うことが求められます。

1 これまでの検証結果

地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織の状況	
平成24年度	<p>①地域づくり協議会の設立に向けて協議している地区もあるが、いざ設立するとなると踏み出せない。設立に向けて行政も積極的に協力するべきではないか。</p> <p>②地域づくり協議会の設立にあたっては、町内会（町内会長）と行政推進委員の役割の明確化が重要であり、自主性を尊重しつつも、行政の支援が必要な場合もある。</p> <p>③地域の特性を活かした地区計画を、地域づくり協議会単位で策定することが次のステップであり、町内会の垣根を越えて連携してほしい。</p>

2 委員からの意見

- ① 第38条の規定は、第37条で規定する「まちづくり組織」へ行政が必要な支援を行うことを定めており、条文を改正する必要はないと考えます。
- ② 現在、2つのまちづくり組織（地域づくり協議会）が設立されており、その他の地域の組織化に向けての協議について、行政の積極的な協力が必要です。

第39条（運用状況の検証）

（運用状況の検証）

第39条 おいらせ町は、この条例の運用状況を毎年検証し、これを公表します。

2 条例の運用状況を検証するための組織は別に設置します。

【第39条】

この条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないよう、また条例の理念が損なわれることのないよう、定期的に検証し、それを公表することを規定しています。

検証は、行政内で行うのではなく、町民を含む別の組織を設置して行うことを定めています。

1 これまでの取組等の状況

検証項目	「第7章 まちづくりのしくみ」を中心に、行政の取組状況を検証
平成21年度	自治推進委員会（公募町民など5名）により検証 結果報告（平成24年1月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成22年度	自治推進委員会（公募町民など5名）により検証 結果報告（平成24年3月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成23年度	自治推進委員会（公募町民など5名）により検証 結果報告（平成25年3月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成24年度	自治推進委員会（公募町民など5名）により検証 結果報告（平成26年3月）、公表（町広報、町ホームページ）

2 委員からの意見

- ① 第39条の規定は、条例の運用状況を毎年検証することとし、検証にあたっては、行政内ではなく町民を含む組織が行うことを定めています。この規定における「毎年検証」することは、当町の条例の特徴の一つであり、とても重要な規定として条文の改正をする必要はないと考えます。
- ② 条例の運用状況を検証するための組織である自治推進委員会委員の男女比については、引き続き、男女共同参画社会基本法の理念に基づいた適正な比率になるように努めてほしいです。
- ③ 条例の運用状況の検証にあたり、条例に掲げられた事項を実現するために必要となる具体的な方策・制度の整理が必要であり、今後、検証の考え方（ルール）やしくみづくりが必要であると考えます。例えば、これまでは条例に掲げられた事項に関する「行政」の取組みについて検証してきましたが、「町民」や「議会」に関する事項の検証をどのように実施したらよいか検討する必要があります。

4 自治基本条例の見直しへの提言

条文の改正等について

- ① 総合計画策定の手続きとして議会の議決を経ることについて、検討するべきです。あわせて、総合計画審議会委員へ議会議員を任命することについても再考するべきです。
〈条例第 28 条関係－P6②参照〉
- ② 条例第 30 条（行政評価）第 2 項中「～改善に反映します」を「～改善に反映させます」に改正するべきです。
〈条例第 30 条関係－P7①参照〉
- ③ 条例第 32 条（審議会等における委員の公募）中「審議会やその他の附属機関」の解釈について、解説文を見直し、明確にするべきです。
〈条例第 32 条関係－P11①参照〉
- ④ 条例の施行に関する取扱要領第 16 条（委員の選任及び構成）において、公募段階では他の委員との兼務を制限しない内容に改正するべきです。
〈条例第 32 条・取扱要領第 16 条関係－P11③参照〉
- ⑤ 条例第 34 条（行政監視）と条例の施行に関する取扱要領第 35 条（行政監視）との整合性を図ることをはじめ、各条文の解釈基準と取扱要領との整合性を図るべきです。
〈条例第 34 条・取扱要領第 35 条関係－P13①②参照〉

行政の具体的な取組みについて

- ① 行政推進委員等による行政の情報提供・情報共有方法の抜本的な見直しをするべきです。
〈条例第 17 条関係－P5③参照〉
- ② 行政評価の具体的なしくみづくりを検討するべきです。
〈条例第 30 条関係－P7②③参照〉
- ③ 公益的な目的による個人情報取り扱いを再考するべきです。
〈条例第 31 条関係－P9③参照〉
- ④ 貴重な政策提言（苦情や相談、パブリックコメントなど）の内容と、その処理経過を公開するしくみづくりを検討するべきです。
〈条例第 31 条・第 33 条関係－P9④・P12④参照〉
- ⑤ 条例第 32 条（審議会等における委員の公募）中「審議会やその他の附属機関」の設置について、条例を根拠に審議会等が設置されているかどうかを調査し、条例の整備を進めるべきです。
〈条例第 32 条関係－P11②参照〉
- ⑥ 町長へ町民が直接意見を述べる機会を継続して実施するべきです。
〈条例第 33 条関係－P12②参照〉
- ⑦ まちづくり組織の設立に向けた協議へ行政が積極的に協力するべきです。
〈条例第 38 条関係－P15②参照〉
- ⑧ 条例の運用状況の検証の具体的なしくみづくりを検討するべきです。
〈条例第 39 条関係－P16③参照〉

自治の推進に向けた取組みについて

- ① 条例の継続的な周知啓発など、町民の自治意識の向上のための取組みを実施するべきです。
〈条例第 17 条関係－P5②参照〉

5 参考資料

○自治基本条例施行後の取組みの経過

<まちづくり組織等検討の経過>

年月日	内容
平成20年7月～ 平成21年8月	住民自治組織検討委員会（計18回開催、平成21年10月提言）
平成21年2月～10月	町広報への特集掲載（平成21年2月号～10月号）
平成21年6月～ 平成22年3月	まちづくり座談会（3団体）
平成21年7月11日	まちづくりフォーラム
平成21年9月～11月	町民懇談会（17地区で開催）
平成21年10月～ 平成22年1月	庁内しくみ作りワーキング（計7回開催）
平成22年4月1日	住民自治組織のしくみ決定

<住民自治組織の動き>

年月日	内容
平成22年8月	地区別説明会（6地区で開催）
平成22年	職員説明会
平成23年5月～ 平成24年1月	町内会長等打合せ（古間木山、木ノ下小学区、木内々小学区）
平成23年11月19日	町連合町内会情報交換会
平成23年11月26日	木ノ下町内会出前講座
平成24年4月22日	木内々小学校区地域づくり協議会設立
平成24年6月21日	古間木山連合町内会設立
平成24年7月・10月	町内会長打合せ（甲洋小学区、木ノ下小学区）
平成25年4月21日	苫米地町内会総会で説明
平成25年10月26日	町連合町内会情報交換会

<条例の検証・見直し等の経過>

年 月 日	内 容
平成 23 年 2 月 28 日	第 1 回自治推進委員会
平成 23 年 7 月 19 日	第 2 回自治推進委員会
平成 23 年 8 月 24 日	第 3 回自治推進委員会
平成 24 年 1 月	平成 21 年度条例の運用状況の検証結果報告、公表
平成 24 年 1 月 19 日	第 4 回自治推進委員会
平成 24 年 3 月 13 日	第 5 回自治推進委員会
平成 24 年 3 月	平成 22 年度条例の運用状況の検証結果報告、公表
平成 25 年 2 月 19 日	平成 24 年度第 1 回自治推進委員会
平成 25 年 3 月	平成 23 年度条例の運用状況の検証結果報告、公表
平成 25 年 11 月～ 平成 26 年 3 月	町広報への特集掲載（平成 25 年 11 月号～平成 26 年 3 月号）
平成 25 年 11 月 8 日	平成 25 年度第 1 回自治推進委員会
平成 25 年 11 月 29 日	自治基本条例施行 5 周年講演会
平成 26 年 1 月 23 日	平成 25 年度第 2 回自治推進委員会
平成 26 年 2 月 9 日	みんなで語り合うまちづくりフォーラム（二木会との協働事業）
平成 26 年 2 月 17 日	平成 25 年度第 3 回自治推進委員会
平成 26 年 3 月 17 日	平成 25 年度第 4 回自治推進委員会
平成 26 年 3 月	平成 24 年度条例の運用状況の検証結果報告、公表
平成 26 年 3 月	条例の見直しへの提言、公表



自治基本条例施行 5 周年講演会／平成 25 年 11 月 29 日
 （講師：青森公立大学 天野巡一教授）

○自治推進委員会委員名簿

(任期／平成 23 年 2 月 28 日～平成 24 年 3 月 31 日・平成 25 年 2 月 19 日～平成 26 年 3 月 31 日)

No.	選出区分	所属等	氏 名	備 考
1	公募者	元おいらせ町自治基本条例策定委員会 会長	福原 仁一	委員長
2	公募者	元おいらせ町自治基本条例策定委員会 委員	藤ヶ森 和子	副委員長
3	自治に識見を 有する者	おいらせ町連合町内会会長 元おいらせ町住民自治組織検討委員会 委員長	柏崎 利信	
4	町内全域を活 動範囲として いる団体の推 薦する者	おいらせ町民生委員・児童委員協議会 委員	工藤 一雄	
5	町内全域を活 動範囲として いる団体の推 薦する者	おいらせ町連合婦人会会長	種市 恭子	

条例の見直し等に係るアドバイザー ※取扱要領第 43 条関係	公立大学法人 青森公立大学 教授	天野 巡一 氏
-----------------------------------	---------------------	---------



平成 25 年度第 1 回自治推進委員会／平成 25 年 11 月 8 日

○おいらせ町自治基本条例（逐条解説付）

平成20年3月17日

条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 町民の権利（第4条－第7条）
- 第3章 町民の役割と責任（第8条－第12条）
- 第4章 行政の役割と責任（第13条－第18条）
- 第5章 議会の役割と責任（第19条－第21条）
- 第6章 まちづくりの基本原則（第22条－第27条）
- 第7章 まちづくりのしくみ（第28条－第36条）
- 第8章 まちづくり組織（第37条・第38条）
- 第9章 施行後の検証と見直し（第39条・第40条）
- 第10章 補則（第41条）

附則

前文

おいらせ町は、太平洋にそそぐ奥入瀬の清流と八甲田をのぞむ緑の平野に生まれた自然豊かな町です。私たちは、この地で先人の築いた歴史と伝統を大切にし、産業を発展させながら暮らしてきました。

社会環境が大きく変化するなかで、私たちはまわりに流されることなく物事の本質を見る目を養い、これまでに守り、培ってきた歴史と伝統、文化、産業、そして豊かな自然環境を未来に伝えていかなければなりません。

そのためには、「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」という自治の原点に立ち、町民・行政・議会がともに手をとり合ってまちづくりを進める必要があります。

私たちは、自然の恵みに感謝し、心と体を鍛え、子どもたちを健やかに育て、働く喜びを知り、思いやりと誇りを持って、心ふれあう「おいらせ町」づくりに努力します。その思いを共有し、協力して自治に取り組むため、ここに自治基本条例を制定します。

【前文】

前文はおいらせ町がめざしているもっとも大切な目的や基本原則を強調するため、条文の本文に先立って置かれます。

地方分権が進み、自治体は国や県と対等の立場で協力し合う関係となりました。そのため、自治体には自らの地域のことを自主的に決定して運営することが求められています。そのよりどころとなるのが、自治基本条例です。

前文の構成は、はじめにおいらせ町の自然や人々の暮らしのこれまでと現在を示し、次の段落では、おいらせ町が向かうべき方向を示しています。

それは、いつの時代も、正しいこと、大切なものを見究める目を持って、豊かで住みよいふるさとを築いていくことです。

この条例では、多くの町民の声も聞きながら、おいらせ町を「こういう町にしたい」という希望を、まちづくりの理念としてまとめました。

自分達の幸福を自分達の意志決定により実現する。これは、自治の原則であり、私たちおいらせ町民の、協働のまちづくりへの決意の表明でもあります。

最後の段落に、めざす町の姿を示しました。そこには町民憲章の精神が謳われています。

第1章 総則

(条例制定の目的)

第1条 この条例は、おいらせ町が守る町民の権利、そのための町民、行政及び議会の役割と責任を明らかにするなど、おいらせ町の自治の原則としくみに関する基本的な事柄を定め、前文に掲げたまちづくりの理念の実現を図ることを目的とします。

【第1条】

前文にかかげた大きな目的を達成するために、必要となる具体的な事柄について、まちづくりの主体である町民、行政、議会の三者の役割や責任を明らかにし、どのようなまちを目指していくかを謳っています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は以下の各号に定めるものとします。

- (1) 町民 おいらせ町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、又は町内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 町政 町の行政、政治及び公益活動を総称していいます。
- (3) 行政 町長等及び町職員をいいます。
- (4) 町長等 町の執行機関としての町長、委員会及び委員をいいます。
- (5) 協働 町民、行政及び議会が共通の目的を実現するために、それぞれの責任と役割を認識し、お互いの立場を尊重しながら、対等な関係に立って協力して行動することをいいます。
- (6) 参加 町民が理想の地域社会を実現するために、町政とその評価に主体的に関わり、行動することをいいます。
- (7) 町又はおいらせ町 町民、行政及び議会を包括していいます。

【第2条】

この条例で使われる用語のうち、共通のとらえ方をしておいた方がよいものについて定義をすることにしました。

- (1)町民…まちづくりには、住民のほかに町内に通勤・通学している人、町内にある団体等で活動する人など、様々な人達の協力が欠かせないことから、幅広く定義しています。町内に住所を有する町民は「住民」として区別しています。
- (2)町政…町で行われる行政や議会活動、町内会活動など広い活動を含んで使います。他に、選挙で投票することなども指します。
- (3)行政…役場は「行政」として区別します。
- (4)町長等…執行機関としての委員会及び委員とは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、

固定資産評価審査委員会、監査委員をいいます。

- (5)協働…暮らしやすい地域社会を実現するためには、町民、行政、議会が共通の認識を持って、対等の立場で協力し合うことが必要です。
- (6)参加…町政に意見を述べたり、町内会活動をする 것도「参加」です。
- (7)町又はおいらせ町…「主語」として使うときは、まちづくりを担う三者すべてを含んでい
ます。行政や議会だけでなく、町民も含みます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、おいらせ町の自治の根本を担う最高規範であり、町民、行政及び議会はこれを守
守しなければなりません。町政運営にあたってはこの条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければな
りません。

【第3条】

地方自治法上、形式では条例間に優劣はありませんが、自治基本条例が「自治体の憲法」といわ
れるように、すでに施行されている条例も含め、自治体運営に関するすべての条例はこの条例の趣
旨を尊重し、この条例との整合性を図る必要があります。

第2章 町民の権利

(生活に関する権利)

第4条 おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。

- (1) 生涯にわたり心身ともに健康で安全な生活を送る権利
- (2) 豊かな自然環境のもとで生活を送る権利
- (3) 経済的に不安なく、人間らしい生活を送る権利
- (4) 外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通などの手段により、自由に移動する権利
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが、生涯にわたり自由に学ぶ権利

【第4条】

町の自治は、町民の権利を守り、実現するために進められるものでなくてはなりません。この
ため、町民の権利として、もっとも基本的な権利をまず確認する意味で示しています。

- (1)「心身ともに健康で安全な」…健康や家庭環境、防災や防犯環境に不安がない状態を指して
います。
- (2)「豊かな自然環境」…自然が保全されていることと、水質や大気などが汚染されていない状
態を指しています。
- (3)「経済的に不安なく、人間らしい生活」…個人の努力が前提にありますが、それでも解決で
きない困難に陥った時には、町は手をさしのべようという意思を表しています。手をさしの
べるのは町民、行政、議会を包括している「町」です。行政に限定していません。
- (4)「移動する権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多か
った権利です。今後増えていくと思われる、自家用車を利用できない町民の移動手段を考え
なければなりません。
- (5)「学ぶ権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多か
った権利です。

(子どもの権利)

第5条 おいらせ町で生活する子どもは、みな健やかに成長する権利があります。

【第5条】

子どもは、将来の町を担う大切な私たちの「宝」です。近年、子ども達を取り巻く環境の悪化が懸念されているなかで、地域社会がいっしょになって大切に育もうという意識を示しています。

(個人情報)

第6条 おいらせ町民には個人情報やプライバシーを尊重される権利があります。

【第6条】

「尊重される」というのがこの条文のポイントです。個人情報やプライバシーは行政が守るだけでなく、町民同士でも尊重しあい、守るべきものであることを謳っています。

(参加に関する権利)

第7条 おいらせ町民には、まちづくりの主体として、参加に関する以下の権利があります。

- (1) 行政、議会及び地域の状況を知る権利
- (2) 政策の形成、実施及び評価に参加する権利
- (3) 政策の形成、実施及び評価並びにまちづくり活動において、自由に意思を表明し、そのことにより不利益を受けない権利

【第7条】

- (1) まちづくりに参加するためには、行政や議会、地域の状況について町民が正確な情報を得ることが前提となることから、権利として規定しました。
- (2) 従来の住民参加は政策の「実施」の段階からの参加に限定されるものが殆どでしたが、これからは政策の形成（白紙）の段階から評価の段階までの参加を保障したものです。
- (3) まちづくりへの参加は、自らの意思によるものであり、強要されるものであってはなりません。また、意思を表明したこと、あるいはその内容により不利益を受けることがあってはなりません。

第3章 町民の役割と責任

(自立と自律)

第8条 おいらせ町民は、まちづくりの主体として、自立の精神に則り、自己責任意識と危機管理意識を持ち、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

【第8条】

「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」と前文にあるように、自ら解決できる問題は、自らで解決することは自治の基本となるものです。

「自立」とは、他に頼らず行動する前に備えておかなければならない、高い意識と責任感が伴った状態で、「自律」とは、行動に際して自ら必要な配慮を払い、思慮深さを持って行動できる状態をいいます。

(まちづくりへの参加)

第9条 おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

【第9条】

「役割」とは、責務ほど拘束力を持ちませんが、積極的に役割を担うことで地域社会はより暮らしやすくなります。健康などさまざまな理由で役割を担うことができないことがあっても、そのことで不利益を被ることはありません。

(町民、行政及び議会との協働)

第10条 おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民同士、行政及び議会と協働でまちをつくる役割があります。

【第10条】

町民が行政や議会と協働でまちづくりを進めるためには、まず行政と議会について、自ら学び、正確な理解を持つことから始めることが大切です。

(互いの権利を守る責任)

第11条 おいらせ町民は、お互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている人を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

【第11条】

町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるためには、行政や議会だけでなく、町民一人ひとりが互いの権利を尊重して生活することが求められます。

(ふるさとと地球を守る責任)

第12条 おいらせ町民は、ふるさとの歴史を重んじ、伝統と文化、自然を次代に伝えるために努力しなければなりません。

2 町民は、水や空気の汚染を防ぎ、エネルギーの浪費を抑え、資源を節約して美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

【第12条】

おいらせ町に先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を豊かなままで次の時代に引き継ぐことはもちろんですが、温暖化を防ぐために行動するなど、美しい地球を未来に手渡すことも、私たちの責任と考えました。小さな町から大きな地球を考える内容の条文は、他に例を見ません。

第4章 行政の役割と責任

(役割と責任)

第13条 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 おいらせ町職員は、町民のために働く者として町長等を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

【第13条】

地方分権の流れの中で、自治体の代表者である町長には大きな権限が与えられています。町長は町民の信託を受けた者として、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

町職員は、町民としての立場も持っています。町民の幸福の実現に直接関わる場所で働く者としての自覚を持って、職務にあたらなければなりません。

(行政の執行)

第14条 おいらせ町長等及び町職員は、町民のために働く者として、健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければなりません。

- 2 町長等及び町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させるよう努力しなければなりません。
- 3 町長等及び町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければなりません。

【第14条】

経費をただやみくもに抑えるのではなく、事業の重要度、緊急度などを考慮した予算編成と運営による「健全な財政運営」を実現する必要性を規定しています。また、予算の執行状況については、住民の信用を損ねることのないよう、透明性を確保する必要があります。

より健全で透明な行財政運営のために、日頃から町長等と町職員は必要な事柄を学び、工夫し、その蓄積や情報を共有することが求められます。

(町民との関係)

第15条 おいらせ町長等及び町職員は、町民と同じ視点に立って総合的に職務にあたらなければなりません。

【第15条】

これまでは国から県、市町村、住民という流れのなかで行政が行われてきた部分が多くありましたが、地方分権が進むなかにおいては、四者は対等の立場にあります。「同じ視点」とは、町長等も町職員も町民と対等の立場に立つこと、町民の立場に身を置いて職務のあり方を考えることを意味しています。

(苦情・相談への対応)

第16条 行政は、町民から苦情や相談を受けたときは、これを尊重し、速やかにかつ誠実に対処しなければなりません。

【第16条】

現在、「町民の声」「行政相談」など様々な方法で町民の苦情・相談に対処しています。対応の経過や結果に関する情報は、同様の苦情・相談に迅速に対応できるよう、速やかに、また正確に記録し共有する必要があります。条例で規定することにより、行政としての責任をより明確にしました。

(情報公開と説明責任)

第17条 行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民にわかり

やすく説明しなければなりません。

【第17条】

行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

(危機管理)

第18条 行政は、町民の生命及び財産を守るため、常に適切な対応ができるよう、努めなければなりません。

【第18条】

自然災害など緊急時はもちろん、日頃から町民への危険を回避するために行政に求められる役割は広範にわたります。公害防止や高齢者の詐欺被害防止など、町民の基本的な権利を守り、犯罪や事故の被害に遭わないよう対策を講じる必要があります。

第5章 議会の役割と責任

(議会の役割と責任)

第19条 おいらせ町議会は、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策形成機能を果たす役割を持っています。

2 議会は、町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

【第19条】

町の意味決定機関である議会には、行政に不正や怠慢がないかを監視する役割があります。さらに、自らも積極的に政策を立案する役割を持っています。

また、議会は町民の意思を代表する機関として、地方自治法などにより定められた権限を正しく行使し、町民の幸福の実現のために努力しなければなりません。

(議会の運営)

第20条 おいらせ町議会は、健全な予算執行により、効率的な運営を行わなければなりません。

2 議会は、その活動を町民に公開し、開かれた運営を進めなければなりません。

【第20条】

行政と同様に議会にも健全で効率的な運営が求められます。ここでの予算執行とは、議会に与えられた予算の執行のことです。

議会は町民の意思を代表する機関であり、その決定は町民の意思となるものです。ですから、議会活動を町民に分かりやすく伝え、行政とともにその情報を共有することが大切です。そのため、議会報告会の開催、インターネット中継、議事録のホームページへの掲載など、議会情報を積極的に公開する必要があります。

(議員の責任)

第21条 おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 議員は、職務に関する調査、研究及び学習により自らの資質を向上させなければなりません。

【第21条】

まちづくりに果たす議員の役割は大きいものがあります。議員は住民の投票により選ばれますが、議員はこの町で共にまちづくりを担う、働く人や学ぶ人の利益も視野に入れて活動する必要があります。また、議員はその役割を果たすため、自己研鑽に努める必要があります。

第6章 まちづくりの基本原則

(自己決定と連携)

第22条 おいらせ町は、地方自治の理念に則り、国及び青森県と対等な立場で相互に協力してまちづくりにあたります。

2 町は、他の自治体との相互理解のもと、共通の課題に対しては積極的に連携してその解決に努めます。

【第22条】

これからのまちづくりには、国や県の決めたことに従うだけでなく、「地域のことは地域で決める」という姿勢が求められます。一方で、他の自治体と共通する課題（防災、医療など）の解決にあたっては、積極的な協力が必要であることを規定しています。

(地域経営の原則)

第23条 おいらせ町は、持続可能な地域社会を実現するため、地域経営の視点から、地域資源を活用し最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。

【第23条】

これからのまちづくりには地域を経営する視点が必要です。人材、自然、財源など、おいらせ町が持つ地域資源を最大限に生かし、成果を重視した政策展開を図らなければなりません。特に行政職員はその視点を忘れてはなりません。

(知る権利と情報共有)

第24条 おいらせ町は、町民の知る権利を尊重し、町民、行政及び議会の保有する情報を可能な限り共有します。

【第24条】

これからのまちづくりは、町民、行政、議会が対等の立場で進めなければなりません。そのためには、情報を共有して三者が共通の理解の上に立つことが必要です。行政や議会は積極的に情報を公開し、町民の知る権利を守らなければなりません。一方で町民は行政や議会の情報を受け止め、理解する努力をしなければなりません。また、町民も積極的に情報を発信することで、三者の情報共有は進んでいきます。

(個人情報の尊重)

第25条 おいらせ町は、町民の個人情報とプライバシーを尊重します。

【第25条】

町民は自らの個人情報を行政に委ねています。行政はこれを厳正に管理し、町民の信頼に応えなければなりません。また、議会や町民も互いの個人情報やプライバシーに関わる情報は、大切

に扱わなければなりません。

(参加の保障と協働)

第26条 おいらせ町は、町民のまちづくりに参加する機会を保障します。

- 2 町は、町民が地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動に参加しやすい環境を整備し、町民、行政及び議会の協働によるまちづくりを進めます。

【第26条】

第7条のまちづくりに参加する権利に対応しています。町民の自由な意思にもとづいて行われる活動を、情報提供や施設の開放、資金面の援助など様々な方法により、三者が支えあう地域社会を築くことが求められます。行政も議会も町民自身も、協力してまちづくりに参加しやすい環境の整備を整えていく必要があります。

(住民投票)

第27条 おいらせ町の重要事項については、おいらせ町の住民、町長又は議会の発議により、住民投票を行うことができます。

【第27条】

町の意味決定は、町長及び議会による「間接民主制」が原則ですが、住民投票は住民一人ひとりの意思を確認するための最終的な手段です。地方自治法で認められた住民自治制度を補い、住民自治を充実させるために行われますが、投票年齢など、詳細は各自治体の検討に委ねられています。

第7章 まちづくりのしくみ

(総合計画)

第28条 行政は、計画的な行政運営を行うため、定められた期間ごとに総合計画を策定して事業を実施します。

- 2 総合計画の策定にあたっては、当初から町民との協働により進めなければなりません。

【第28条】

町の行政運営は総合計画に基づき、計画的に行われるべきであることを規定しています。また、総合計画の策定にあたっては、スタートの段階から町民と情報を共有し、策定作業に町民が関わるといった体制を整えることを求めたものです。

(財政運営)

第29条 行政は、効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。

- 2 行政は、町民に理解しやすい予算説明書を作成し、決算においては費用対効果を検証して、これを公表します。

【第29条】

町の財政情報は、町民の生活に大きく関わる重要な情報です。「どのようにお金を使う予定か」「実際どのようにお金が使われたか」を公開し、町民がそれを理解することは、ともにまちづくりを進めていく上で重要です。

(行政評価)

第30条 行政は、効率的な行政運営を行うため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

2 行政評価にあたっては、可能な限り町民との協働により進め、結果を公表して施策の見直し、改善に反映します。

【第30条】

これからの町の事業は、計画を立て、実行するだけでなく、その結果を評価して次年度以降の事業に生かすことが求められています。この「評価」の作業に、町民が関わることのできる体制を整えることを規定しています。

(情報公開・情報共有)

第31条 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【第31条】

1 項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは審議会、委員会の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることが求められます。

2 項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言ととらえ、行政はそれらへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立てます。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

(審議会等における委員の公募)

第32条 審議会やその他の附属機関の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

【第32条】

町には法令や条例などの規定により、いろいろな審議会や委員会が置かれています。町の計画や施策など、町民の生活に関わる重要な事案を検討する、それらの委員選考にあたっては、町民の参加を保障する観点から、一般町民から公募することを規定しています。

(参加の保障)

第33条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

【第33条】

1 項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。

2 項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまではアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、

寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

(行政監視)

第34条 おいらせ町は、行政運営が適法かつ公正に行われているかについて監視し、改善に関する提言をする第三者による機関を設けます。

【第34条】

一般的に「オンブズマン」と呼ばれており、民間の有志により組織されるものと、行政が設置するものがあります。

(開かれた議会)

第35条 おいらせ町議会は、町民に開かれた議会とするため、工夫してその公開を進めます。

【第35条】

町民が議会の傍聴に参加しやすいしくみを整備すること（例：日曜、夜間議会など）は、議会と町民の距離を縮め、協働のまちづくりを進める上で大切なことです。

(選挙における情報共有)

第36条 おいらせ町は、住民が参加しやすい選挙を実施するため、工夫して候補者と住民の情報共有の機会を設けます。

【第36条】

積極的に選挙をピーアールし、住民の政治への関心を高め、投票率の向上を図ることは、よりよい地域社会づくりと民主主義の実現にとって有益です。

第8章 まちづくり組織

(まちづくり組織)

第37条 おいらせ町は、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、一定のまとまりにある地域において、地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織を作ることができます。

【第37条】

「まちづくり組織」は、町内会を軸にPTA、民生委員、NPOなど、地域で活動する個人や団体により、概ね学校区ごとに組織される地縁型組織を想定しています。町民参加のもっとも身近な機会となり、協働のまちづくりの基盤となるものです。

(まちづくり組織とおいらせ町)

第38条 おいらせ町は、まちづくり組織の自主性と自立性を尊重し、その活動に協力します。

2 行政は、まちづくり組織が活動しやすいよう、必要な施策を講じ、まちづくり組織の意思を可能な限り町政に反映させるよう努めます。

【第38条】

「まちづくり組織」の活動は、まちづくり活動の根幹を担うものとして、町民、行政、議会ともこれを尊重しなければなりません。行政はまちづくり組織が活動しやすいよう、資金、広報、調整など必要な支援を行うことが求められます。

第9章 施行後の検証と見直し

(運用状況の検証)

第39条 おいらせ町は、この条例の運用状況を毎年検証し、これを公表します。

2 条例の運用状況を検証するための組織は別に設置します。

【第39条】

この条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないよう、また条例の理念が損なわれることのないよう、定期的に検証し、それを公表することを規定しています。

検証は、行政内で行うのではなく、町民を含む別の組織を設置して行うことを定めています。

(条例の見直し)

第40条 この条例は5年を越えない期間ごとに見直します。

2 条例の見直しにあたっては、広く町民の意見を聴かなければなりません。

【第40条】

前条により、毎年検証が行われた結果、改訂が必要になったときはそれを公表し、改訂にあたってはできるだけ多くの町民から意見を聴くことを求めた規定です。

第10章 補則

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この施行にあたり必要な事項は、別に定めます。

【第41条】

この条例は自治の基本に関わることを定めたものです。このなかに規定されていない詳細は、別の条例や規則により具体的に規定します。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

○おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領

平成21年3月31日

訓令第9号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	情報の共有(第3条―第9条)
第3章	参加制度
第1節	計画策定等への参加
第1款	参加への方法等(第10条―第14条)
第2款	審議会、懇談会等(第15条―第24条)
第3款	公聴会等(第25条)
第4款	ワークショップ等(第26条)
第5款	意見表明の機会(第27条―第31条)
第2節	事業実施における参加・協働(第32条)
第3節	評価への参加(第33条)
第4節	住民投票(第34条)
第5節	行政監視(第35条)
第4章	自治推進委員会等(第36条―第45条)
附則	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、おいらせ町自治基本条例（平成20年おいらせ町条例第1号。以下「自治条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 審議会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関であつて、法令又は条例により設置するもの。
- (2) 懇談会等 法令又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、町政に対する町民の意見の反映等を目的として、要綱等により町長が設置するもの。次に掲げるものについては、除くものとする。
 - ア 町職員のみを構成員とするもの
 - イ 他の地方公共団体、関係機関等の団体が構成員となって組織され、構成員の負担金等により運営されている懇談会等で、町の執行機関内部に事務局が置かれているもの

第2章 情報の共有

(情報の公表)

第3条 町は、町民の参加及び協働を進めるために、次に掲げる情報については、これを公表しなければならない。

- (1) 町の総合計画及び重要な基本計画
- (2) 町の主要な施策及び事業の進捗状況
- (3) 財政計画並びに予算及び決算に関する情報
- (4) 行政評価に関する情報
- (5) 監査委員の監査結果
- (6) 審議会、懇談会等からの答申、報告、提言等

2 町は、前項各号に掲げる情報のうち、決定過程にあるものについても随時公表に努めるものとする。

(情報の提供)

第4条 町は、次に掲げる情報については、町民への情報提供に特に努めるものとする。

- (1) 環境、保健衛生、防災等町民生活の安全と密接な関係がある情報
- (2) 町民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する情報
- (3) 統計に関する情報
- (4) 行事に関する情報
- (5) 町民生活への影響及び緊急性のある情報
- (6) その他自治の推進に資する情報

(情報の公表・提供方法)

第5条 町は、町民に公表又は提供する情報を、公共施設及び情報を作成した所管部署等において閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する公共施設は次のとおりとする。

- (1) 本庁舎
- (2) 分庁舎
- (3) 各公民館
- (4) 図書館

3 町は、広報おいらせに掲載するほか、必要に応じて次に掲げる手法等を用いて情報を公表又は提供するものとする。

- (1) おいらせ町公式ホームページ
- (2) 防災行政無線放送
- (3) 印刷物の配布又は有償刊行物（電磁的記録によるものを含みます。）の頒布
- (4) 報道機関への情報提供

4 町は、前項に規定する手法等のほか、必要に応じて町民説明会の実施等町民に直接説明する機会を設けるものとする。

(公表・提供する情報内容の充実)

第6条 町は、町民に公表又は提供する情報を作成する際は、正確で分かりやすい表現を用いるとともに、図表、グラフを用いるなど町民の視点に立って情報を作成するよう努めるものとする。

2 町は、町民に最新の情報を公表又は提供していくため、情報の発生の都度速やかにこれを更新する

よう努めるものとする。

(情報の公表・提供期間)

第7条 公表又は提供の期間は、計画等については当該計画期間とし、その他の情報については、公表又は提供を開始した日から原則として1ヶ月以上とする。

(他の制度との調整)

第8条 情報の公表又は提供について、法令等に別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。

(意見等に対する応答責任)

第9条 町は、次に掲げる手段により寄せられた、町民からの意見に対しては、原則として意見を受けた日から30日以内に、書面をもって応答しなければならない。ただし、氏名、連絡先の不明なものについては、応答しなくてもよいものとする。

- (1) はがき、ファックス又はEメールによる意見
- (2) パブリックコメントに寄せられた意見
- (3) その他書面をもって所管部署に寄せられた意見

2 寄せられた意見については、結果の公表をもって代えることができるものとする。

第3章 参加制度

第1節 計画策定等への参加

第1款 参加の方法等

(計画策定等への参加)

第10条 町は、次に掲げるものについては、参加制度のうちいずれか1つ以上、実施しなければならない。

- (1) 町の基本構想、町の基本的政策を定める計画、個別分野における施策の基本方針等基本的な事項を定める計画の策定及び改定
- (2) まちづくりの基本的な方向性を定める条例等の改定
- (3) 条例により直接町民に義務を課し、又は権利を制限する条例（税等の負担に関するもの、法令の定めによるものを除く。）の制定及び改定
- (4) 町民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される重要な問題に係る意思決定

2 町は、前項各号に該当しないものについても、計画策定段階において参加制度により、町民の参加する機会の保障に努めるものとする。

(参加制度の方法等)

第11条 町は、参加制度のいずれかを選択する際の方法及び基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 審議会への委員としての参加
町民の有する専門的・技術的知識、学識経験等が活かされた審議により答申、報告等を求める場合
- (2) 懇談会等への委員としての参加
町民の知識、経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を求める場合
- (3) 公聴会等への参加
町の重要な案件又は町民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する際に、利害関係者、

識見を有する者等の意見を聴く場合

(4) ワークショップ等への参加

町政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く町民と合意形成の過程を共有することが必要な場合

(5) パブリックコメント等への意見表明

基本的な政策等の策定にあたり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見を受ける場合

(6) アンケート調査等へ意見表明

町政に係る重要な事案又は課題について、町民の意向を把握する必要がある場合

(参加制度選択の事前公表)

第12条 町は、前条の規定により参加制度を選択したときは、開催及び実施方法等、必要な事項を第5条第3項に規定するいずれかの方法により事前に公表しなければならない。

(意見の取扱い)

第13条 町は、参加制度の実施により提出された意見等を、誠意を持って適切に取り扱い、事案の決定等を行うものとする。

(記録の作成)

第14条 町は、参加制度を実施したときは、記録を作成し、第5条第3項に規定するいずれかの方法により公表するものとする。

第2款 審議会、懇談会等

(審議会の設置)

第15条 町は、専門的・技術的知識、学識経験等が活かされた審議により答申、報告等を求める場合は、審議会を設置するものとする。

2 審議会を設置するときは、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とすること。

(2) 審議会の機能、目的及び所掌事項が明確であること。

(3) 既に設置されている審議会と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複していないこと。

(委員の選任及び構成)

第16条 審議会の委員の選任は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 公正を確保し得る委員構成とし、機能が十分に発揮されるよう広く各界各階層及び幅広い年齢層の中から、適切な人材を選任するものとする。

(2) 選任については、専門的・技術的知識、学識経験が活かされるような人選に努めることとし、町内全域を活動範囲としている団体から委員を選任するときは、その団体が推薦する者を選任すること。

(3) 町職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。

(4) 委員の男女比については、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、男性委員及び女性委員の数がそれぞれ半数になるよう努めること。

2 設置の目的が幅広く町民の意見を聴くことが求められる場合は、設置目的を勘案し、次に掲げる事項を考慮して委員を公募すること。

- (1) 原則として18歳以上の者
 - (2) 本町に住所又は勤務先を有する者
 - (3) 行政機関の職員及び地方公共団体の議会の議員でない者
 - (4) 町税等を滞納していない者
 - (5) 既に設置されている他の審議会等の委員の職にある者は、特に必要がある場合を除き委員に選任しないこと。
 - (6) 公募による委員の数は、委員総数の2割以上とすること。
 - (7) 委員の在任期間は、委員就任時において通算し、原則として10年を超えないこと。
- 3 公募を行った場合において、申し込み期限までに募集人員に満たなかった場合及び選考結果において該当者がなかった場合は、公募によらないで委員を選任することができる。

(選考要綱等の作成)

第17条 委員の公募にあたっては、公正かつ公平な選考が実施されるよう選考要綱等を作成し、その概要を事前に公表するものとする。

2 選考要綱等については、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 公募方法
- (2) 選考方法
- (3) 選考基準
- (4) 特記事項（他委員の兼務状況）
- (5) 委員氏名の公表の方法
- (6) 選考委員の職名

(公募の周知)

第18条 委員の公募にあたっては、前条第2項第1号の規定に基づき、第5条第3項の規定により、広く町民に対し、次に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 審議会の設置の目的及び趣旨
- (2) 募集人員
- (3) 対象者（年齢等）又は応募資格（他委員との兼務状況）
- (4) 任期
- (5) 募集期間
- (6) 謝礼又は報酬の有無

(公募時に収集する個人情報)

第19条 委員の公募にあたっては、おいらせ町個人情報保護条例（平成18年おいらせ町条例第9号）第7条の規定に基づき、収集する個人情報については、次に掲げるもののほか必要最小限のものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレス）
- (4) 性別及び年齢
- (5) 特記事項

2 申込書は、前項に掲げる事項を記載した「参考様式第1号」を参考とすること。

(応募の方法)

第20条 委員の公募にあたっては、多くの町民が簡易に応募できるよう、次に掲げるすべての方法が利用できるよう努めるものとする。

- (1) 持参（代理人によるものを含む。）
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

（選考結果の通知）

第21条 町は、選考結果を、公募方法のいずれかにかかわらず、応募した町民全員に対し、封書により速やかに通知するとともに、選任された者の氏名を公表するものとする。

（会議の公開及び会議録等の作成）

第22条 審議会の会議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を公表しなければならない。

2 審議会は、会議に際し、会議録等を作成するものとし、会議録等は会議が公開のときは公開し、会議が非公開のときにおいても、当該会議録等においらせ町情報公開条例（平成18年おいらせ町条例第8号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合を除き、公開しなければならない。

（懇談会等の設置）

第23条 町は、個人の知識、経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を求める場合は、懇談会等を設置するものとする。

2 懇談会等の設置にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の名称については、審議会と紛らわしい名称を用いないこと。
- (2) 委員の意見の取りまとめについては、個々の委員の表明する意見が活かされるよう努めること。

3 前項に掲げるもののほか懇談会等の設置等に関しては、審議会に関する規定を準用する。

（審議会、懇談会等の見直し）

第24条 町は、設置した審議会、懇談会等について定期的に見直しを行うものとし、次に掲げる事項に該当するものについては、廃止又は統合しなければならない。

- (1) 設置目的がすでに達成されたもの
- (2) 社会経済情勢、町民要望の変化等により著しく役割が低下しているもの
- (3) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

第3款 公聴会等

（公聴会等の開催）

第25条 町は、必要に応じて、町の重要な案件又は多くの町民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する場合に、利害関係者、識見を有する者等の意見を聴くために公聴会等（法令等の規定に基づくもののほか、参加した町民が意見を表明することができる町民説明会等を含む。）を開催するものとする。

2 公聴会等の開催にあたっては、事案ごとに開催方法等を定め、その周知は第5条第3項の手法を用いて行うこととする。

第4款 ワークショップ等

(ワークショップ等の開催)

第26条 町は、町政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く町民と合意形成の過程を共有することが必要な場合は、町民と町及び町民同士の自由な議論により町民意見の方向性を見出すことを目的とする検討作業の会合（以下「ワークショップ等」という。）を開催するものとする。

2 ワークショップ等の開催にあたっては、事案ごとに開催方法等を定め、その周知は第5条第3項の手法を用いて行うこととする。

第5款 意見表明の機会

(パブリックコメント等の実施)

第27条 基本的な政策等の策定にあたっては、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見を受け、町民から提出された意見の概要及び町民から提出された意見に対する町の考え方等を公表する一連の手續（以下「パブリックコメント等」という。）を実施するものとする。

2 町は、パブリックコメント等の実施に際し、あらかじめ次に掲げる事項を明記した要項等を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 件名
- (2) 目的
- (3) 事業内容又は事業説明
- (4) 資料内容及び公表方法等
- (5) 対象者
- (6) 意見募集期間
- (7) 意見の提出方法及び提出先
- (8) 意見の取扱い及び応答方法
- (9) その他必要な事項

(政策等の案の公表等)

第28条 町は、パブリックコメント等の実施に際し、政策等の案を第5条第3項の規定において公表しなければならない。

2 町は、前項の規定により政策等の案を公表するときには、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した考え方及び論点
- (3) 町民が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料

(パブリックコメント等の実施の告知)

第29条 町は、パブリックコメント等を実施する際には、原則として、第5条第3項の手法を用い、当該パブリックコメント等を実施することを告知するものとする。

(意見等の提出)

第30条 町は、前条の告知の日から1ヶ月以上の期間を設けて、政策案等についての意見等の提出を受

けなければならない。

2 前項の規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 持参（代理人によるものを含む。）
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他町が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民は、原則として住所、氏名等を明らかにするものとする。

（アンケート調査の実施）

第31条 町は、町政に係る重要な事案又は課題について、町民の意向を把握する必要があると認める場合は、アンケート調査を実施するものとする。

2 町は、アンケート調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法については、事案ごとに定め、あらかじめ公表しなければならない。

第2節 事業実施における参加・協働

（協働による事業の実施）

第32条 町は、新たな支え合いによる豊かな地域社会を実現するため、事業実施においては、町民との対話を重視し、役割分担を明確にした協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 町は、地域の課題解決のために町民との協働が必要と認められる事業の実施にあたっては、町民の持つ専門性、柔軟性、機敏性等の特性を最大限活かせるよう努めるものとする。

第3節 評価への参加

（評価への参加）

第33条 町は、行政評価を行う際には、参加制度を用いて、町民を評価に参加させなければならない。

2 町は、行政評価を行った際には、その結果を公表するものとする。

3 第1項の規定による参加制度の実施については、第1節での規定を準用する。

第4節 住民投票

（住民投票）

第34条 町は、町民がまちづくりに直接参加し、意思を決しめることができるよう住民投票を実施することができ、その取扱は別に定める。

第5節 行政監視

（行政監視）

第35条 町は、行政運営全般に亘って適法かつ公正に行われているかを監視する目的で、監視機関を設置することができ、その取扱は別に定める。

第4章 自治推進委員会等

(所掌事項)

第36条 自治条例第39条の規定に基づき、町が設置するおいらせ町自治推進委員会（以下「委員会」という。）は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 自治条例の運用状況を検証すること。
- (2) 町の諮問に応じて、自治の推進に関し審議し、答申すること。
- (3) 自治の推進に関する重要事項について町に提言すること。
- (4) その他参加及び協働の実施に関し必要と認めること。

(諮問内容等の公表)

第37条 町は、委員会へ諮問したときは、その諮問内容を公表するものとする。

- 2 町は、委員会からの答申又は提言があったときは、その内容を公表するものとする。
- 3 前2項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(構成)

第38条 委員会は、次に掲げる者6人以内をもって構成する。

- (1) 自治に識見を有する者
- (2) 町内全域を活動範囲としている団体の推薦する者
- (3) 第16条第2項の規定により公募した委員 2人以内

(任期)

第39条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第40条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の中から互選で定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第41条 委員会は、第36条1号に規定する所掌事項については検証する当該年度の翌年度必ず1回、その他の所掌事項については必要に応じて、いずれも委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 委員会は、自治条例の運用状況検証結果を町長に報告するとともに、公表するものとする。

(定足数及び表決数)

第42条 委員会は、委員の半数を超える者の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席)

第43条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第44条 委員会の事務局は、企画財政課に置く。

(補則)

第45条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(参考様式第1号) 省略